

## 大阪大学サイバーメディアセンターサイバーメディアcommons使用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪大学サイバーメディアセンター施設利用内規第12条の規定に基づき、サイバーメディアcommons（以下「commons」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 学生の自主的な学修活動及び研究活動
- (2) 本学の教職員等が実施する学術研究及び教育等を目的とした研修又は行事等
- (3) 前各号に準ずる目的の行事等で、サイバーメディアセンター長（以下「センター長」という。）が認めるもの。

2 次の目的の場合は、使用できないものとする。

- (1) 宗教的活動
- (2) 営利活動
- (3) 政治的活動
- (4) 公序良俗に反する活動

(使用者及び使用責任者)

第3条 使用者は、本学の学生及び教職員とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の利用については、使用責任者を置き、当該責任者は本学の教職員及び学生とする。なお、この場合の使用者は前号に関わらず使用責任者の責任のもと使用できるものとする。

3 その他、センター長が適当と認める者

(使用時間)

第4条 使用時間は、原則として別に定めるcommonsのサービス時間内とする。

2 使用責任者は、準備と後片付けを含めて使用すること。

(使用範囲)

第5条 使用範囲は、次のとおりとする。ただし、用途によっては同時に複数の場所を使用できるものとする。

- (1) Mishité（ビジュアライゼーションラボラトリー）
- (2)  $i \rightarrow Re$ （ファブリケーションラボラトリー）
- (3) Café（カフェ）
- (4) Meeting（ミーティングルーム）
- (5) Freesp（フリースペース）
- (6) e-Lounge
- (7) Lobby（ロビー）

(使用手続及び許可)

第6条 第2条第1項第2号及び第3号の使用において、専有使用及び予約する場合、使用責任者は、原則として使用開始予定日の7日前までに、別紙様式によりサイバーメディアセンターサイバーメディアコモンズ使用願をセンター長に提出し、センター長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第7条 センター長は、使用の状況が次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用範囲から逸脱した場合
- (2) 指定した期日までに使用料を納付しない場合
- (3) 許可の条件に違反した場合
- (4) その他管理運営上支障があると認められる場合

2 前条により使用を許可した場合においても、サイバーメディアセンターに特別の必要が生じた場合は、センター長は使用許可を取り消すことができる。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、施設の使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可された施設を他の者に転貸しないこと。
- (2) サイバーメディアセンター及び情報推進部の教職員の指示に従うこと。
- (3) 参加者やその他の利用者に使用場所を告知するための掲示物等を作成し、掲示すること。
- (4) 使用後は、原状回復の上、施設を管理する部署の確認を受けること。
- (5) 施設及びその附属設備及び備品等を毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに弁償又は修復すること。

(使用の変更又は中止)

第9条 使用責任者は、都合により使用を中止又は変更するときは、速やかに申し出なければならない。

(利用負担金)

第10条 使用責任者は、施設の使用の際に生じる光熱水料その他必要経費（以下「利用負担金」という。）を負担しなければならない。

2 利用負担金の負担額及び納付方法は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めたときは、経費の負担を免除することがある。

(事務)

第11条 コモンズの使用に関する事務は、情報推進部情報企画課で行う。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、コモンズの使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年3月22日から施行する。